

消費生活クエスト

～「買い物のこころえ」編～

Lv.1

こんな広告を見たら
あなたはどうする？

こんな表示が出たら、どんなことが気になる？

(答えは 2 ページ)

24時間限定で3つの新キャラクター登場！
有料の10回連続ガチャを買えば、
必ず新キャラクターを1つゲットできる！



買い物について
実力はどれくらい？

スタート！

『今だけ』と書かれている物を
つい買ってしまう

君は考えて
買い物している
かな？



友だちの持っている物が
ほしいくなる

まず買いたい物の情報を
集める

はい

いいえ

はい

ほしい物を買うために
貯金をする

買った物を
使わないことが多い

はい

いいえ

本当にほしい物かどうか考える

いいえ

はい

がんばろう！

今のままだとトラブルに
巻き込まれるかも…
このリーフレットで
買い物のこころえを学ぼう

やや実力あり！

買いたい物の情報を
しっかり集めよう。
このリーフレットで
買い方について学ぼう

実力あり！

「自分は大丈夫！」と
油断しないで。
このリーフレットで
さらに買い物に詳しくなろう

LV.1 の答え

こんなことに気付けたかな？

24時間限定を強調するマークや「必ず」という言葉など気になる表示があるね

広告内容をしっかり確認しよう！



- 「日本一安い！」など本当かどうかわからないことが書かれている
- サイズなどの必要な情報が小さく書かれている



- 「今だけ！」という言葉で見ている人をあせらせる
- 「1時間限定」と書かれているけど本当かな？

広告にはたくさんの情報が書かれています。しっかり読むことが大切です！

広告は、買う気にさせるよう、消費者にとって魅力的なことが大きな文字などで強調して書かれています。書かれていることが本当かどうか、自分にとって必要な情報かを考えながら、広告のすみずみまで全部読もう。そのあとで買うかどうかを慎重に決めよう。

買い物前にチェック①

本当に必要かな？

- どうしても必要
- 同じようなものを持っていない
- ゆずってもらったり、借りたりできない

どんな商品かな？

- お店の人聞く
- 持っている人や友だち、家族の意見聞く
- パンフレットやチラシで情報を集める

使えるお金はあるかな？

- お金がある
- お金が足りない → お金をためる
- 家族に相談する

どこで買うのかな？

- スーパーマーケット・ショッピングモール
- 専門店（文房具店など）
- 通信販売（ネットショッピングなど）

買い物前にチェック②

新学期準備セール!

さあ、新学期に備えよう！



広告に書かれている内容は商品を比べるのに役立つんじゃよ



この広告にはこんな情報がかくれているよ！

	値段	表紙の色	ページ数	内容
A	120円	黄色	30ページ	18マス
B	98円	白色	30ページ	無地
C	135円	黒色	50ページ	横書き

マンガを見て
考えてみよう

Lv.2

オンラインゲームをするとき、 どんなことに気をつけるといいがな？



行き過ぎたゲーム課金に注意！

- 課金をするときには、保護者に相談しよう
- 年齢を正しく入力しよう
- オンラインゲームでの遊び方など、保護者とルールを決めよう
- 広告の内容や表示をよく確認しよう
- 今、本当に自分が欲しい物なのか考えよう

小学5・6年生向けの
消費生活クイズに
チャレンジしてみよう！

消費生活クイズ
消費生活
【名人】
になれるかな



保護者の方へ

18歳未満の若者のオンラインゲームに関する相談が増えています。

保護者に無断でクレジットカードを持ち出す、保護者が設定したパスワードを入力してキャリア決済を行うなど、子どもが保護者の知らないうちに課金してしまうケースが多くなっています。

スマートフォン等の端末にクレジットカード情報を登録していても、お子さまが使われる際には、登録を削除するようにしましょう。さらに、カードの利用明細や利用限度額を確認しておきましょう。お子さまが無断でクレジットカードを利用てしまった場合、カード名義人である保護者が管理責任を問われることもあります。また、キャリア決済も含めパスワードの使いまわしや推測されやすいパスワードの使用を避け、適切に管理しましょう。



お子さまのアカウントを管理、利用できる機能にあらかじめ制限をかける「ペアレンタルコントロール」を活用しましょう。また「フィルタリングサービス」は、不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネット上のトラブルを防いだりするのに役立ちます。

犯罪やトラブルからお子さまを守るために、日頃からクレジットカードを適切に管理しましょう。クレジットカードやゲーム課金のしくみについてわかりやすく教え、ゲームの遊び方などを話しあうことが大切です。

令和4(2022)年4月から、成年年齢が18歳に引き下げされました

成年になると、親権者の同意なしに契約ができるようになります。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権^{*}によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者契約の取消しはできませんので、より注意が必要です。

^{*}ただし小遣いの範囲での契約や、「成人している」など嘘について行った契約は未成年者契約の取消しができないことがあります

「消費者市民社会ってな～に？」みんなで考えてみませんか？

買い物をするときに、「安い」「便利」というだけで商品やサービスを選んでいませんか？「どう選び、何を買うのか？」を考えることが、消費者市民への第一歩です。まず、お子さんと一緒に、「買い物の仕方について」考えてみることから始めてみませんか？

〈消費者市民社会とは〉消費者が、個々の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が、現在および将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正に持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

引用：「消費者教育の推進に関する法律 第2条第2項」

困ったときは一人で悩まずに

消費者ホットライン 188
(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC ITM棟3F

監修：大阪教育大学教授 大本 久美子

制作委託：公益財団法人 関西消費者協会 2023.11

大阪府 若者向け
消費者教育情報サイト



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12. つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。



©Expo 2025

